

参 考 資 料

- 参考-1. 釧路湿原自然再生協議会設置要綱
- 参考-2. 釧路湿原自然再生協議会運営細則
- 参考-3. 第 1 4 回釧路湿原自然再生協議会議事要旨
- 参考-4. 第 1 期釧路湿原自然再生普及行動計画

釧路湿原自然再生協議会設置要綱

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この自然再生協議会は、釧路湿原自然再生協議会（以下「協議会」と称する）という。

(対象区域)

第2条 協議会で検討する自然再生の対象区域は、釧路湿原及びその流域とする。

第2章 目的及び協議会所掌事務

(目 的)

第3条 釧路湿原の自然再生を推進するため、必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 自然再生全体構想の作成
- (2) 自然再生事業の実施計画案の協議
- (3) 自然再生事業の実施に係る連絡調整
- (4) その他必要な事項

第3章 構 成

(構 成)

第5条 協議会は、次に掲げる委員及びオブザーバーをもって構成する。

(1) 委 員

- ①自然再生事業を実施しようとする者
- ②地域住民、NPO等、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地所有者等、その他①の者が実施しようとする自然再生事業又はこれに関連する自然再生に関する活動に参加しようとする者
- ③関係行政機関及び関係地方公共団体

(2) オブザーバー

協議事項との関わりが深く協議会に出席が必要とされる者

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、途中参加する委員の任期は、その残任期間とする。
- 3 委員は募集によるものとし、再任は妨げない。また、委員の募集は毎年行うものとする。

(委員資格の喪失)

第6条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 辞任
- (2) 死亡、失踪の宣言
- (3) 団体若しくは法人の解散
- (4) 解任

(辞任及び解任)

第7条 辞任しようとする者は、第12条に規定する運営事務局に書面をもって連絡しなければならない。

- 2 協議会の運営に著しい支障をきたす場合、協議会の合意により委員を解任することができる。

第4章 会長及び会長代理

(会長及び会長代理)

第8条 協議会に会長及び会長代理を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長代理は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。

第5章 会議および小委員会

(協議会の開催)

第9条 協議会は、会長が召集する。

- 2 協議会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 会長は、協議会の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合、協議会に委員以外の者の出席を要請することができる。
- 4 協議会は必要に応じ、第10条に規定する小委員会での検討状況報告を求めることができる。
- 5 第5条3による委員の募集を行った場合、募集結果を協議会に報告する。

(小委員会)

第10条 協議会は、第15条に規定する運営細則の定めにより、小委員会を置くことができる。

- 2 協議会委員及びオブザーバーは小委員会に所属することができる
- 3 小委員会の委員長及び委員長代理は、小委員会構成委員の互選により選出する。
- 4 委員長代理は、委員長を補佐し、必要に応じ委員長の職務を代理する。
- 5 小委員会は委員長の召集により開催される。
- 6 小委員会は次の事項を協議する。
 - (1) 実施計画案の内容
 - (2) 実施計画に基づくモニタリング結果
 - (3) その他必要な事項
- 7 委員長は、小委員会の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合、小委員会に委員以外の者の出席を要請することができる。
- 8 小委員会は、協議概要を第9条に規定する協議会に報告する。

(公 開)

第11条 協議会及び小委員会は、希少種の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。

- 2 協議会及び小委員会を開催する際には、日時、場所等について予め広く周知を図る。
- 3 協議会及び小委員会の資料は、ホームページ等で公開する。
- 4 協議会及び小委員会の議事結果は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、ホームページ等で公開する。

第6章 運営事務局

(運営事務局)

第12条 協議会の会務を処理するために運営事務局を設ける。

- 2 運営事務局は釧路支庁、釧路土木現業所、釧路開発建設部、釧路自然環境事務所、釧路湿原森林環境保全ふれあいセンターで構成し、共同で運営する。

(運営事務局の所掌事務)

第13条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 第9条に規定する協議会の議事に関する事項
- (2) 第11条に規定する協議会の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (3) その他協議会が付託する事項

第7章 補 則

(寄付金等)

第14条 協議会は釧路湿原自然再生推進のために、寄付金を得ることができる。

2 寄付金の使途については、協議会の承認を得るものとし、毎年度末に協議会へ収支報告を行う。

(運営細則)

第15条 この要綱に規定することの他、協議会の運営に関して必要な事項は、第9条に規定する協議会の同意を経て、会長が別に規定する。

(要綱改正)

第16条 この要綱は、第5条に規定する協議会の委員の発議により、協議会に出席した委員の合意を得て、改正することができる。

附 則

この要綱は、平成15年11月15日から施行する。

平成16年7月27日 一部改正

平成17年10月11日 一部改正

平成19年7月30日 一部改正

釧路湿原自然再生協議会運営細則

第1章 小委員会

(設置)

第1条 協議会に次の小委員会を設置する。

1. 湿原再生小委員会
2. 旧川復元小委員会
3. 土砂流入小委員会
4. 森林再生小委員会
5. 水循環小委員会
6. 再生普及小委員会

(検討事項)

第2条 各小委員会では、次の事項を検討する。

1. 湿原再生小委員会
湿原の再生（野生生物の生息環境修復を含む）に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等
2. 旧川復元小委員会
河川の再蛇行化に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等
3. 土砂流入小委員会
河川への土砂流入防止に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等
4. 森林再生小委員会
森林の再生（野生生物の生息環境修復を含む）に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等

5. 水循環小委員会

水質地下水の動態把握・評価、湖沼の再生（野生生物の生息環境修復を含む）等に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等

6. 再生普及小委員会

釧路湿原の適正な保全と利用の推進並びに自然再生を活用した環境教育、市民参加、情報の発信及び提供等に関する事項等

(小委員会事務局)

第3条 小委員会の会務を処理するための事務局を設ける。

2. 事務局は、協議会運営事務局が兼ねる。

(事務局の所掌事務)

第4条 事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 小委員会の会議の運営
- (2) 小委員会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (3) その他小委員会が付記する事項

第2章 協議会及び小委員会の運営

(協議会及び小委員会の傍聴)

第5条 協議会の会議及び小委員会は、傍聴ができる。

2. 傍聴者は、原則として会議中に発言することはできない。
3. 傍聴者の受け入れは、希望者全てが傍聴できることを基本とし、傍聴の申し込みを当日会場で受け付ける。

(協議会及び小委員会の記録)

第6条 運営事務局は、協議会の会議及び小委員会の議事要旨を、公開する前に原則として、会長又は委員長及び発言した委員の確認を得なければならない。

第3章 補則

(細則改正)

第7条 この細則は、要綱第5条に規定する協議会の委員の発議により、協議会の会議の出席委員の同意を得たうえで、会長が改正することができる。

附則

この細則は、平成15年11月15日から施行する。

開催日：平成20年12月16日（火）
開催場所：釧路市生涯学習センター 2階 多目的ホール

第14回釧路湿原自然再生協議会 議事要旨

■第4期釧路湿原自然再生協議会の運営について

1) 第4期協議会構成員の公募結果

事務局から第4期協議会構成員の公募結果について報告が行われ、協議会委員相互で公募結果を確認した。

2) 第4期協議会の会長および会長代理の選出

第4期協議会の会長として辻井委員から新庄久志委員が推薦され、委員の拍手により新庄委員が会長に選任された。

第4期協議会の会長代理として辻井委員から中村太士委員が推薦され、委員の拍手により中村委員が会長代理に選任された。

■議事1：第3期協議会の収支報告

事務局から第3期協議会の収支報告が行われ、協議会委員相互で収支内容を確認した。

■議事2：第13回協議会以降の小委員会開催概要

事務局から第4回湿原再生小委員会、第10回旧川復元小委員会、第11回再生普及小委員会、第8回森林再生小委員会の開催概要について報告が行われた。

その報告に続いて、各小委員会の委員長、または事務局から、各小委員会の議論内容および挙げられた意見について報告が行われた。

【第4回湿原再生小委員会議論内容報告 事務局より】

【第10回旧川復元小委員会議論内容報告 事務局より】

【第11回再生普及小委員会議論内容報告 高橋委員長より】

【第8回森林再生小委員会議論内容報告 事務局より】

(会長)

- ・ 先日、中国で開催された湿地保全のワークショップに出席した。そのワークショップで第10回ラムサール条約締約国会議の様子が報告された。
- ・ ワークショップでは、第10回ラムサール条約締約国会議における釧路湿原での取組み報告について少し話題になった。

(委員)

- ・ 第10回ラムサール条約締約国会議は、これまでのラムサール会議の中では最も良く組織され、会場、設備ともに充実していた。
- ・ 出展ブースは十分な広さがあり、状態が良かったため、ゆったりと展示することができた。
- ・ 出展ブースは会議場と同じ階にセットされていたため、人の集まりが良く、とても効果的なPRを行うことができた。質問も多く、関心を持った来場者と十分にディスカッションできたことは良かったと思う。
- ・ 前回、前々回のラムサール条約締約国会議で釧路湿原での取組み報告を聞いていた来場者から「その後どのようになったのか聞きたいと思っていた」という意見があったことから、かなり関心を持たれ、期待されていたと感じることができた。
- ・ 第11回ラムサール条約締約国会議は、2012年にルーマニアで開催される予定である。その会議でも釧路湿原の取組み報告を行うと良いのではないか、との意向がいくつか伝えられている。

(会長)

- ・ ラムサール条約締約国会議で釧路湿原の取組みを広く普及できたため、第10回ラムサール会議のあと1ヶ月もかからずに広まり、先ほど述べた中国でのワークショップでも話題になったものと思われる。
- ・ 次回は東ヨーロッパのルーマニアで開催されるそうである。これで世界の津々浦々でラムサール会議が開催されることになる。その頃までに、釧路湿原自然再生協議会での取組みもより進むと思われるので、それをさらに広めていこう、というご意見をいただいた。

■議事3：平成20年度協議会（事務局）の取組みについて

事務局から平成20年度に開催した報道関係者対象現地説明会の開催状況について報告が行われた。

報道関係者対象現地説明会の開催状況報告に引き続き、事務局から第3回釧路湿原自然再生シンポジウムの開催予定について説明が行われた。

(会長)

- ・ 釧路湿原自然再生事業の現地視察については、この他にも再生普及小委員会のワーキンググループにおいてフィールドエクスカージョンというかたちで希望の方を対象に開催されている。

■議事 4：最近の自然再生に関する動向

事務局から自然再生基本方針の見直しについて、第10回ラムサール条約締約国会議における展示ブースへの出展について報告が行われた。

【自然再生基本方針の見直しについて 事務局】

- ・平成19年度に実施した全国の自然再生協議会委員を対象としたアンケートの結果、自然再生専門家会議での意見、パブリックコメントの内容を踏まえて、平成20年10月31日に自然再生基本方針の一部変更が行われた。
- ・変更された主なポイントは次のとおり。
 - 地域の自然再生の取組の効果的な推進
 - 生態系の保全・劣化要因の除去の視点と、全国的・国際的視点の強化
 - 学習・研究の推進

【第10回ラムサール条約締約国会議における展示ブースへの出展について 事務局】

- ・第10回ラムサール条約締約国会議は、平成20年10月28日から11月4日まで、韓国のチャンゴンで開催された。
- ・会議には、締約国158カ国のうち、129カ国の政府代表、国際機関関係者、NGOなど約2,000人が参加した。
- ・環境省は、エキシビジョンで日本のラムサール条約登録湿地等を紹介するブースを設け、その一角に釧路湿原自然再生協議会の英語表記としたパネルの展示とパンフレットの配布を行い、釧路湿原自然再生のPRを行った。パンフレットについては、用意した200～300部のほぼ全てが来場者に配布された。

(会長)

- ・自然再生についての全国的な議論としては、平成21年1月に東日本ブロック会議が開催される予定である。全国の自然再生の取組みの中で、釧路湿原での取組みは大いに注目されているところである。
- ・12月26日には、第10回ラムサール条約締約国会議に参加した学生を含め、釧路市内で報告会が開催されることになっている。第10回ラムサール条約締約国会議において釧路湿原の取組み報告がどのように行われたのか、分かち合う機会になれば良いと思う。
- ・平成15年の第1回釧路湿原自然再生協議会から、これまで6年間の長きにわたり指導していただいた前会長の辻井先生に一言ご挨拶いただきたい。

(委員)

- ・ 協議会発足以前の「釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会」から皆さんと様々な議論を行ってきた。大変懐かしい気持ちである。
- ・ 今後は、一委員として自由な発言をさせていただきたいと考えている。

(会長)

- ・ 辻井先生にはこれからも、率直なご意見、ご助言をいただけるものと思う。改めて、辻井先生に感謝の意を表したい。

■その他

事務局から、各小委員会、第15回釧路湿原自然再生協議会の開催予定について説明が行われた。

—以上—

みんなの手でつなげていこう

釧路湿原 自然再生普及 行動計画



釧路湿原自然再生協議会

発行：2005年7月

行動計画について



釧路湿原の自然再生は自然再生推進法にもとづき、「釧路湿原自然再生協議会」がすすめています。
自然再生には、市民参加と環境教育が求められており、この「釧路湿原自然再生普及行動計画」は、多くの人々の参加・協力・理解を求めています。



目的

釧路湿原の自然再生にかかる環境教育や市民参加を一層推進するものです。

構成

- ・「できるひと」が「できること」からはじめていきます。
- ・釧路湿原自然再生事業をすすめる際の環境教育と市民参加を盛り込むための指針です。

性格

- ・「行動計画」は5年間かけて行います。
- ・「行動計画」は10の項目に分かれています。
- ・5年間で実現が難しいものについては、その課題を検討していきます。
- ・主催者などが決まった取組みは、毎年度「具体的取組み予定」として取りまとめます。

進め方



具体的な取り組み



これらの取り組みを通じて、多くの人々に釧路湿原や自然再生を広めていきます。

1 みんなの湿原への関心を高める。



日常生活や仕事の中で釧路湿原を身近に感じ、関心を持つきっかけをつくります。

★例えば・・・

- インターネットで釧路湿原の情報を発信する
- 釧路湿原周辺で写真展や音楽会を開催する
- 湿原に関する出前講座を行う

2 湿原と人との関わりの歴史と今を知る。



釧路湿原の保全と開発の歴史を知り、人々の暮らし・湿原・野生生物との関係を考えます。

★例えば・・・

- 語り部から昔の話を聞く
- 野生生物と人との関わりを考える
- 地域の産業や歴史を体験するツアーを行う

3 自然再生のしくみや動きを広める。



自然再生の取り組みとして何が行われているのか、新聞やテレビ、情報誌などいろいろな手段を使って発信します。

★例えば・・・

- 自然再生関連情報の入手しやすい方法を考える
- いろいろな場所や機会に自然再生情報を発信する
- 現在取り組んでいる市民の自然再生活動を紹介する

4 自然再生について情報公開と合意形成を進める。



みんなで自然再生の情報を共有して、これからどうしたらいいか話しあいます。

★例えば・・・

- 協議会で話し合われたことを公表する
- 湿原についていろいろな人が話し合える機会をつくる
- 湿原に関する様々なデータを1ヶ所に集めて公開する

5 自然再生に地域・市民の参加を促す。



自然再生に参加する機会を増やし、いろいろな人が自然再生に関わることができるようにします。

★例えば・・・

- 参加の機会を広くお知らせする
- 親子で参加できたり、子どもだけでも参加できる企画を考える
- ボランティア作業しながら宿泊できるワークキャンプを行う



6 自然再生への幅広い支援・協力を求める。



いろいろな人に自然再生に協力してもらえるように呼びかけ、流域全体で自然再生を行います。

★例えば・・・

- 自然再生への協力や寄付を募る
- 自然再生に協力している団体をいろいろな機会で紹介する
- 家庭や職場で自然再生につながる活動に取り組む

7 湿原と継続的に関わる学びの機会をつくる。



学校や職場など、さまざまな機会ですべてに自然再生に関する学びの場をつくりだしていきます。

★例えば・・・

- 研修のときに自然再生のことを学ぶ
- 湿原に関する勉強会や研究の発表会を行う
- 参加体験・学習プログラムのスタンプラリーを行う

8 国立公園の新しい利用形態を創り出す。



湿原保全につながる新しい観光の形や、適正な湿原利用を考えていきます。

★例えば・・・

- 湿原利用のためのルールをつくる
- 風景を楽しみながら歩くルートを考える
- 野生生物の生活を観察する

9 湿原を訪れる人へのサービスを改善する。



来訪者に「みんなで地域の自然を守っている」というメッセージを伝えるために、いろいろなサービスを考えます。

★例えば・・・

- コンビニやガソリンスタンドなどいろいろなところに湿原情報やパンフレットをおく
- どの施設でどんなサービスがあるのか、情報を発信する
- 湿原を体験するための道標を置し出す

10 人・施設・地域のネットワークをつくる。



自然再生が進むように、地域の人々や施設などが連携していきます。

★例えば・・・

- さまざまな施設間の情報ネットワークをつくる
- これまであまり接点のなかった分野の人とも交流していく
- 道外や海外の人ともネットワークをつくる

